

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 0 4 号)

令和7年11月26日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）について、滋賀県庁に係る立入内容（以下「本件情報」という。）について大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第6号ア該当を理由に非公開とした部分は、当該条文の解釈及び適用に誤りがあるため取り消すべきである。

改めて審査をした上で非公開とすべき部分がある場合には、当該部分につき、その適用条文を示すとともに当該条文を適用する理由を分かりやすく記載すべきである。

第2 審査請求の経過

1 公文書公開請求

令和6年4月30日、審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対して「健康推進課が保有する監視台帳（健康増進法（受動喫煙対策）（令和6年4月1日以降のもの。）」の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年5月15日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）について、本件公開請求に係る特定の期間に作成された「監視台帳」を本件公文書として特定し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

令和6年8月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 令和7年7月28日、当審査会は、実施機関に対し、処分理由等に係る意見書の提出を求め、令和7年8月6日、実施機関から当該意見書の提出を受けた。

5 令和7年8月27日、当審査会は、審査請求人に対し、当該意見書に係る意見書の提出を求めたところ、令和7年10月3日、審査請求人から意見書及び資料の提出を受けた。

第3 審査請求の趣旨

本件情報の公開を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報は、条例第7条第6号アに係る非公開情報に該当しない。

2 滋賀県により立入内容の欄に記載された内容に対する事実確認が行われたことからすると、本件情報に係る事務は大津市が行う法令違反の取締り等に係る事務に関する情報とすることはできない。

3 本件では、公開請求時点において、すでに滋賀県において事実の把握はされていたのである

から、法令違反者が非公開部分を知ったとしても、事実の隠蔽、口止め等をするには遅すぎる。

- 4 仮に、当該法令違反者による当該法令違反者以外の人物に対する報復等が生じる懸念が生じるとして、通報者に対する報復等が生じる懸念が生じないのであれば、通報者が受動喫煙に関する情報提供等を行うことを躊躇うおそれがあるとはいえない。
- 5 そして、本件公文書には、滋賀県総務課が対応を行う予定である旨の記載がある一方で、滋賀県でなされた対応に関して何ら記載がないことからすると、そもそも本市において正確な事実の把握をするまでもなく監視が完結していたといえる。そうすると、正確な事実の把握が困難になるおそれがあるとの主張は、前提を欠く。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 監視台帳には、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条又は第32条の規定による特定施設等に対する指導、助言又は勧告、命令等、同法第38条の規定による立入検査等の情報及び法人等又は事業を営む個人の受動喫煙対策に係る対応内容（以下「本件記載内容」という。）が記載されることとなっている。
- 2 本件公文書における本件記載内容のうち、立入内容の欄には通報の内容、市の判断及び監視事務の詳細な内容が記載されており、審査請求人が公開を求める情報の中には通報の内容が記載されている。なお、通報の内容について、その全てについて真偽を確認しているわけではない。
- 3 審査請求人は、滋賀県が立入内容の欄に記載された内容に対する事実確認を行ったことから、市が行う法令違反の取締り等に係る事務に関する情報ではない旨と述べるが、当該情報は、滋賀県庁という施設に関して大津市長が行った健康増進法の違反に係る取締り等に関するものであり、市が行う事務又は事業に関する情報である。
- 4 本件情報に実施機関が真偽を確認していない情報が含まれることを踏まえると、当該市が行う事務又は事業に関する情報を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれその他の事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開が妥当であるとする。
- 5 正確な事実の把握を困難にするおそれその他の事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとして、次の2つのものがあるとする。
 - (1) 法令違反者が法令違反の事実を隠蔽し、口止めることなどにより、立入内容の記述内容の確認を行うことができなくなるなど、健康増進法に基づく受動喫煙の防止等に係る正確な事実の把握が困難になるおそれ（以下「本件おそれ1」という。）
 - (2) 法令違反者以外の者の言動の詳細が公開されることとなった場合、情報公開を契機として通報の事実を知ることとなり、当該法令違反者による当該法令違反者以外の人物に対する報復等が生じる懸念が生じることにより、報復等を恐れ、通報者が、受動喫煙に関する情報提供等を行うことをためらうおそれ（以下「本件おそれ2」という。）

第6 当審査会の判断理由

1 本件公開請求について

本件公開請求は、審査請求人が、本件情報の公開を求めるものである。

2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、本件情報を公開することにより、市が行う事務又は事業に関する情報を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれその他の事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号アに該当するため、本件情報を非公開とすることが妥当であると主張している。

一方で、審査請求人は、滋賀県が立入内容の欄に記載された内容に対する事務対応を行ったことから、本件情報は、市が行う法令違反の取締り等に係る事務に関する情報ではないとして、本件情報の公開を求めている。

本件情報の公開を非公開としたこと以外に争いはないことから、当審査会として、本件処分のうち本件情報について、条例第7条第6号アに該当するかについて、以下検討を行う。

3 条例第7条第6号ア該当性について

(1) 条例の規定と解釈について

条例第5条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」と公文書公開請求権を何人にも認めるところ、条例第7条においては「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と原則公開の基本的な考え方を示している。

この例外として、同条第6号において「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報としている。

そして、同号の例示として同号アは「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を非公開とする旨を規定している。ここでいう「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される場所である。

(2) 本件への適用について

当審査会がインカメラ審理を行い、本件公文書を見分したところ、本件公文書には本件情報として、個人に係る肩書及び当該個人に係る様子又は状況が記載されていることを確認した。実施機関は、上記のとおり、市が行う事務又は事業に関する情報を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれその他の事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、具体的には、本件おそれ1又は本件おそれ2があると主張しているところ、本件情報の内容を踏まえると、本件情報を公開することにより、実施機関が主張するおそれが生じると認めることはできない。実施機関が主張するおそれについて、それぞれ検討を行う。

ア 本件おそれ1について

実施機関は、本件情報を公開することにより、法令違反者が法令違反の事実を隠蔽し、口止めることなどにより、本件情報の確認を行うことができなくなると主張するが、法令違反者として通報されたとしても、一般に、法令違反者は通報者を知ることはできない。また、同時に複数の者が通報された場合に、当該複数の者のうち特定の人物が通報を行ったとしても、法令違反者は当然には通報者を知ることはできない。

加えて、滋賀県総務課が既に事実確認をしていると立入内容の欄に記載があることから、少なくとも本件情報について、事実確認後に法令違反者が事実を隠蔽することはできず、正確な事実の把握が困難になるおそれはないといえることができる。

以上によると、本件おそれ1については、その前提を欠くため、実施機関の主張に首肯することはできない。

イ 本件おそれ2について

実施機関は、法令違反者以外の者の言動の詳細が公開されることとなった場合、当該法令違反者が情報公開を契機として通報の事実を知ることとなり、その者による当該法令違反者以外の人物に対する報復等が生じる懸念が生じると主張するが、仮に法令違反者以外の人物が記載されており、人物を特定できたとしても、通報者が当該人物であると特定することはできず、本件情報においても、通報者が記載されていると読み取ることはできない。通報者を特定することができない以上、報復等が生じる蓋然性があると認定することはできず、報復等を恐れて通報者が受動喫煙に関する情報提供等を行うことをためらうおそれがあると認定することもできない。

よって、実施機関が主張する本件おそれ2は飽くまでも抽象的な可能性にとどまり、法的保護に値する蓋然性を認定することはできない。

上記の検討を踏まえると、本件おそれ1及び本件おそれ2について、それぞれ可能性がないこと又は抽象的な可能性にとどまることから、法的保護に値する蓋然性を認定することはできない。

したがって、本件情報を条例第7条第6号ア該当とし非公開とした実施機関の判断には、当該条文の解釈及び適用に誤りがあると判断するものである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 9月17日	諮問書の受理
令和7年 6月17日	審議
令和7年 7月22日	審議 実施機関からの事情聴取

令和7年 8月25日	審議
令和7年 9月18日	審議
令和7年10月27日	審議
令和7年11月26日	答申